

(施行日前に「領収している場合」の意義)

4 改正法附則第5条第1項《旅客運賃等の税率等に関する経過措置》の規定は、施行日以後に行われる改正法附則第4条第1項各号《旅客運賃等の範囲等》に掲げる旅客運賃又は入場料金を対価とする役務の提供（いわゆる定期乗車券又は回数券等により、施行日の前後を通じて乗車、入場又は利用させる場合を含む。）について、当該旅客運賃又は入場料金を施行日前に領収している場合に適用されるが、具体的にはおおむね次のような場合がこれに該当する。

- (1) 乗車、入場又は利用（以下この項において「乗車等」という。）をすることができる日が施行日以後の特定の日に指定されている乗車券、入場券又は利用券等（以下この項において「乗車券等」という。）を施行日前に販売した場合
- (2) 乗車等の日が施行日以後の一定の期間又は施行日前から施行日以後にわたる一定の期間の任意の日とされている乗車券等を施行日前に販売した場合
- (3) 施行日の前後を通じて又は施行日以後の一定期間継続して乗車等することができる乗車券等（いわゆる定期乗車券等）を施行日前に販売した場合
- (4) スポーツ等を催す競技場等における年間予約席等について、施行日以後の一定期間継続して独占的に利用させるため、あらかじめ当該一定期間分の入場料金を一括して領収することを内容とする契約を施行日前に締結している場合